

逗子市行財政改革基本方針

計画期間

2011年度～2014年度
(平成23年度～平成26年度)

逗 子 市

は じ め に

少子高齢化や人口減少、経済の長期低迷、政治の混迷など、日本社会は転換期のまっただ中にあり、また、地方自治体にとっては、依然として厳しい財政状況の下であります。逗子市においては、「市民との対話と協働」、「まちづくりは人づくり」、「長期的な視点に立つ」の三つを基本姿勢としながら、さらなる飛躍を目指しています。

本基本方針の計画期間である平成23年度から平成26年度までにおいて、市政運営に大きな影響を及ぼす重要課題として、池子問題とは別に、次の三つの課題を位置付けています。

「新たな市民自治システムの構築と長期ビジョンの策定」

「行財政改革の一層の推進」

「ゼロ・ウェイスト社会への挑戦」

特に、「行財政改革の一層の推進」については、10箇年の長期財政見通しを毎年試算して、健全な財政運営に努めていますが、景気の低迷は長期化し、市税収入見通しは厳しい状況が続いており、事務事業の見直し、民間委託等の推進、受益者負担の適正化、補助金等の整理合理化、公共施設の再配置などに積極的に取り組むことが不可欠となっています。

本基本方針の策定に当たっては、人口、財政等の状況及び今後の推計を考慮した上で、本基本方針の4本の柱である「行政力」「財政力」「組織力」「地域力」の向上を図るため、行政の徹底した合理化・効率化、財政の弾力化、組織を支える人材の育成及び市民との協働による「逗子らしい市民自治システムの構築」を進めていくこととしています。

本基本方針を着実に実行していくために、全庁的な推進体制を強化し、ここに掲げる取組について、市民の皆様の理解と協力を得ながら、積極的かつ確実に実施してまいります。

逗子市長 平 井 竜 一

目 次

1 本市の状況	4
(1) 人口等の推移	4
ア 人口及び世帯について	4
イ 年齢別人口	4
(2) 財政状況の推移	5
ア 歳入歳出	5
イ 経常収支比率と人件費比率	6
ウ 一般会計繰出金	6
(3) 健全化判断比率及び資金不足比率について	7
ア 実質赤字比率	7
イ 連結実質赤字比率	7
ウ 実質公債費比率	8
エ 将来負担比率	8
オ 資金不足比率	8
2 行財政改革の推進に当たって	10
3 行政力の向上 ～行政運営の改革～	11
(1) 事務・事業の見直し	11
(2) 業務改善の推進	11
(3) 民間委託等の推進	11
(4) 指定管理者制度の活用	11
(5) 外郭団体等の見直し	11
(6) 電子市役所の推進	12
(7) 公共工事	12
(8) 外部監査制度の活用の検討	12
(9) 地域主権改革への対応	12
4 財政力の向上 ～財政運営の改革～	13
(1) 経費の節減合理化等財源の健全化	13
(2) 財政指標の改善	13

ア	人件費比率	・ ・ ・	13
イ	経常収支比率	・ ・ ・	13
(3)	特別会計繰出金の適正化	・ ・ ・	14
(4)	受益者負担の適正化	・ ・ ・	14
(5)	補助金等の整理合理化	・ ・ ・	14
(6)	公共施設マネジメント	・ ・ ・	14
(7)	資産・債務管理	・ ・ ・	14
(8)	公会計の活用	・ ・ ・	14
5	組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～	・ ・ ・	15
(1)	組織・機構の再編・整理	・ ・ ・	15
ア	組織編成の不断の見直し	・ ・ ・	15
イ	庁内会議の見直し	・ ・ ・	15
ウ	職員の協力体制の構築	・ ・ ・	15
(2)	定員管理	・ ・ ・	15
(3)	給与の適正化	・ ・ ・	16
(4)	福利厚生事業の点検・見直し	・ ・ ・	16
(5)	非常勤事務嘱託員制度の見直し	・ ・ ・	16
(6)	人材育成	・ ・ ・	16
ア	人材育成に関する基本方針の策定	・ ・ ・	17
イ	人材育成のための研修等	・ ・ ・	17
(7)	人事評価システムの導入の検討	・ ・ ・	17
6	地域力の向上 ～市民協働の推進～	・ ・ ・	18
(1)	情報発信の充実	・ ・ ・	18
(2)	市民との協働の推進	・ ・ ・	18
(3)	地域内分権の推進	・ ・ ・	18
7	推進方策	・ ・ ・	19
(1)	計画期間	・ ・ ・	19
(2)	推進体制	・ ・ ・	19
ア	行財政改革推進本部	・ ・ ・	19
イ	行財政改革推進懇話会	・ ・ ・	19

ウ 庁内推進体制の構築	・ ・ ・	19
エ 広報	・ ・ ・	19
【参考】用語の解説	・ ・ ・	20

1 本市の状況

行財政改革の推進に当たっては、人口、財政等の現在までの状況及び今後の推計を考慮することにより実態を把握することが不可欠であることから、本市の現在までの状況及び今後の推計を検証します。

(1) 人口等の推移

ア 人口及び世帯について

国全体をみると、2005年（平成17年）に1年間の自然増加数がマイナスに転じ、人口減少社会に突入しました。本市においても早晩人口が減少していくことが予想されます。

人口推計結果報告書（平成18年3月）によると、2010年の人口推計が58,630人に対し実際の人口が58,826人でした。人口減少状態にはまだ移行していないものの、1世帯当たりの人員は減少している状態です。

年 単位(人)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
人 口	57,281	58,033	58,826	57,231
男	27,428	27,652	27,786	27,429
女	29,853	30,381	31,040	29,802
世帯数	22,000	23,121	24,235	26,050
1世帯当たり	2.60	2.51	2.43	2.20

＊ 2000年（平成12年）及び2005年（平成17年）は国勢調査による

＊ 2010年（平成22年）は2005年（平成17年）国勢調査に基づく推計人口

＊ 2015年（平成27年）は推計（出典：人口推計結果報告書）

イ 年齢別人口

年少人口の推移については、2010年（平成22年）までは若干の増加がみられています。

一方、老年人口については、5年ごとに3%以上上昇しており、2015年（平成

27年) には、人口推計結果報告書の推計以上の値になる可能性があり、高齢化の進展が著しいことがうかがわれます。

年 人口	2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)		2010年 (平成22年)		2015年 (平成27年)	
	総数(人)	%	総数(人)	%	総数(人)	%	総数(人)	%
0～14歳	7,033	12.28	7,185	12.38	7,344	12.48	6,786	11.86
15～64歳	37,977	66.30	36,566	63.01	35,028	59.55	33,677	58.84
65歳以上	12,271	21.42	14,282	24.61	16,454	27.97	16,768	29.30
総人口	57,281	100.0	58,033	100.0	58,826	100.0	57,231	100.0

* 2000年(平成12年)及び2005年(平成17年)は国勢調査による

* 2010年(平成22年)は2005年(平成17年)国勢調査に基づく推計人口

* 2015年(平成27年)は推計(出典:人口推計結果報告書)

(2) 財政状況の推移

ア 歳入歳出

高齢化の進展等に伴い、市税収入の減少から歳入の減少が見込まれます。

歳出について、人件費については、団塊の世代の退職の終了により退職手当の大幅減など減額が見込まれるものの、扶助費については増加が見込まれています。

年 度		2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2014年 (平成26年)
項 目					
歳 入 (一般会計)		18,958	17,461	17,216	17,648
	うち市税収入	10,287	9,744	9,725	9,567
歳 出 (一般会計)		17,876	16,217	17,216	17,648
	うち 人件費	5,550	5,340	5,395	4,901
	うち 扶助費	1,567	2,016	3,145	3,731
	うち 公債費	1,378	1,504	1,827	1,768
	うち 物件費	2,607	2,412	2,673	2,834

* 単位: 百万円

* 2001年(平成13年)度、2005年(平成17年)度については、決算額

* 2010年（平成22年）度については、当初予算額

* 2014年（平成26年）度については、推計額

イ 経常収支比率と人件費比率

経常収支比率とは、経常一般財源に対する経常経費に充当した一般財源の割合で、人件費、物件費、繰出金などの経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標ですが、本市においては、年々増加しており、計算の分母となる普通税などの経常一般財源の減少もあり、自由に用途を決定できる部分が減少しています。

人件費比率とは、歳出総額に占める人件費の割合であり、本市は、消防、清掃、学校給食などを直営で維持していることもあり、高い状況にありますが、団塊の世代の退職により今後低下していくことが予想されます。

年度 %	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2009年 (平成21年)
経常収支比率	88.5	95.9	99.6
人件費比率	31.0	32.9	32.4

* 各年度決算による

ウ 一般会計繰出金

一般会計から特別会計への繰出金については、国民健康保険事業における法定繰入や下水道事業における「雨水公費・汚水私費の原則」など一般会計から充当すべきものがあります。

一方で、過度の繰出金は、一般会計の財政を圧迫する可能性があります。

年度 特別会計	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2009年 (平成21年)
国民健康保険事業	562	682	807
老人保健医療事業	364	413	1
後期高齢者医療事業	—	—	517

介護保険事業	379	534	553
小 計	1,305	1,629	1,878
下水道事業	1,499	1,220	958
合 計	2,804	2,849	2,836

＊単位：百万円

(3) 健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）により、平成19年度の決算以後は、財政の健全化を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）について、毎年度公表することとなりました。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「財政健全化計画」を定める必要があり、財政再生基準以上の場合には、「財政再生団体」となり、「財政再生計画」を定めなければなりません。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、「経営健全化計画」を定めなければなりません。

本市においては、いずれの指標についても早期健全化基準又は経営健全化基準を下回っており、現状においては、是正すべき数値とはなっていません。

ア 実質赤字比率

一般会計等の収支が赤字か黒字かをみるための指標です。

年度	2008年 (平成19年)	2009年 (平成20年)	2010年 (平成21年)
実質赤字比率	—(赤字額なし)	—(赤字額なし)	—(赤字額なし)
早期健全化基準	13.13%	13.12%	13.10%
財政再生基準	20.00%	20.00%	20.00%

イ 連結実質赤字比率

本市のすべての会計の収支を足し合わせて、市トータルとして最終的に赤字か

黒字かをみるものです。

年度	2008年 (平成19年)	2009年 (平成20年)	2010年 (平成21年)
連結実質赤字比率	—(赤字額なし)	—(赤字額なし)	—(赤字額なし)
早期健全化基準	18.13%	18.12%	18.10%
財政再生基準	40.00%	40.00%	40.00%

ウ 実質公債費比率

その年の歳出の中で、過去に行った借金の返済に回っている部分（実質的な公債費）がどの程度の大きさかをみるための指標です。

年度	2008年 (平成19年)	2009年 (平成20年)	2010年 (平成21年)
実質公債費比率	4.4%	4.4%	4.4%
早期健全化基準	25.0%	25.0%	25.0%
財政再生基準	35.0%	35.0%	35.0%

エ 将来負担比率

市トータルの借金額や将来支払っていく可能性のある負担率を標準財政規模と比べて、その借金額や負担率が市にとってどれだけの重みのある額なのか見るための指標です。

年度	2008年 (平成19年)	2009年 (平成20年)	2010年 (平成21年)
将来負担比率	100.3%	84.8%	76.7%
早期健全化基準	350%	350%	350%
財政再生基準	なし	なし	なし

オ 資金不足比率

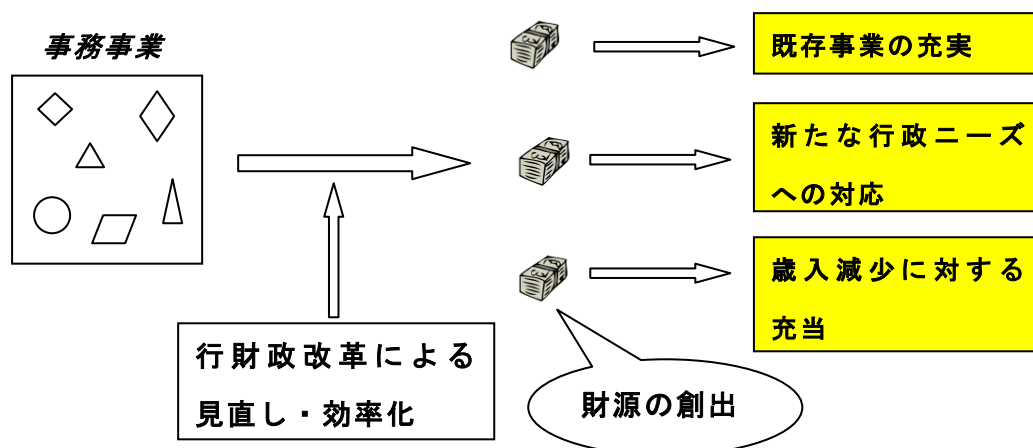
個々の公営企業会計の赤字の状況をみるための指標であり、本市においては、下水道事業特別会計の資金不足比率となります。

年度	2008年 (平成19年)	2009年 (平成20年)	2010年 (平成21年)
資金不足比率	—(資金不足額なし)	—(資金不足額なし)	—(資金不足額なし)
経営健全化基準	20%	20%	20%
財政再生基準	なし	なし	なし

2 行財政改革の推進に当たって

前章の「本市の状況」にもあるとおり、本市の現状における健全化判断比率及び資金不足比率については、問題となる数値は示していませんが、経常収支比率、人件費比率などの高止まりについては、今後の人口の減少や歳入の減少が見込まれることから、行財政改革の推進により将来を見据えた行政運営を行う必要があり、早急な改善が必要です。

今後の行財政改革の推進に当たっては、この基本方針にお示しする一つ一つの項目の見直し・改革を個別に進めるのではなく、複合的に進めていく必要があります。



3 行政力の向上 ～行政運営の改革～

業務の合理化・効率化を目指し、事務・事業の見直し、業務改善・民間委託等の推進、電子市役所（※１）の推進など、行政運営の改革を積極的に推進します。

(1) 事務・事業の見直し

市で実施している事務事業について、職員自らによる見直しに加え、市民参加による見直しを行うなど、様々な方法や視点により、不断の見直しを実施していきます。

(2) 業務改善の推進

職員一人一人が担当する業務に問題意識を持って取り組み、課題などを共有しながら、職場及び組織全体の事務の効率化を図る必要があります。そこで、現場レベルで活用できる、組織として統一した業務改善手法を検討します。

(3) 民間委託等の推進

環境クリーンセンター、学校給食、保育園や窓口業務などについて、委託化の可能性を検討し、委託化が可能と判断する対象施設・業務については、実施に向けたロードマップを作り、優先順位を付けて実施していきます。

(4) 指定管理者制度の活用

現在、18施設の公の施設について、指定管理者制度を活用しており、既に再指定を行った施設もあります。今後も、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、公の施設の設置目的を効果的に達成すると判断された場合は、積極的に活用していきます。

(5) 外郭団体等の見直し

外郭団体（第三セクター）などは、本来の設立趣旨を活かすことができれば、地域のニーズに合わせた事業が展開できる理想的な手法です。ただし、絶えず事業目的や事業内容の点検・検証を行い、見直しに取り組んでいくことが必要です。また、

市から外郭団体などへの人件費を含む補助金などの財政的な関与については、不断のチェックを行うとともに、団体自らが積極的な改善の取組を進めることができるよう支援します。

(6) 電子市役所の推進

平成20年3月に「逗子市電子市役所第二次推進計画」を策定し、電子化による利便性の高い行政サービスに対する市民の期待や業務効率の向上のために電子市役所の実現を目指しています。具体には、インターネットによる申請・届出等の手続き、施設の予約、図書の検索などができるシステムの構築により、市民の利便性を向上させます。また、統合的なシステムの導入や専門知識を必要とする業務のアウトソーシングを推進し、行政運営の効率化・高度化を進め、業務効率の向上を図ります。

(7) 公共工事

公共工事の入札・契約については、電子入札システムを導入し、透明性の確保に努めています。また、総合評価方式（※2）の導入を検討し、さらなる適正化を進めます。

(8) 外部監査制度の活用を検討

従来の監査に加え、市の組織に属していない高度な専門知識を有する外部の専門家が監査する外部監査制度を活用し、いわゆるコンサルティング的な観点で事業を検証することを検討していきます。

(9) 地域主権改革への対応

地域主権改革大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づく様々な取組について、今後の動向を注視し、住民に身近な基礎自治体として対応していきます。

4 財政力の向上 ～財政運営の改革～

弾力性のある財政状況を構築するためには、経常的経費の縮減が必須です。本市においては、健全財政の目安となる健全化判断比率のいずれの指標についても、早期健全化基準を下回っている状況です。しかし、人件費比率、経常収支比率など改善すべき財政指標が存在するのも事実であり、人件費の縮減、受益者負担の適正化、補助金制度の抜本的見直し、公共施設の再配置などを進める必要があります。

(1) 経費の節減合理化等財源の健全化

財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めます。

(2) 財政指標の改善

本市において課題とされている次の財政指標について、改善を図っていきます。

ア 人件費比率

民間委託の推進等を前提に、技能労務職員（※3）の退職者不補充をもって、総量的に職員数の削減を行うことや諸手当の支給のあり方について総合的に点検し見直しを行うことなど、人件費の縮減に努め、人件費比率の数値の改善を図ります。

イ 経常収支比率

歳出については、集中改革プランの定員管理の数値目標について、目標を超える形で達成し、人件費の削減に取り組んだところです。また、団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の増についても、落ち着いてくる時期となりますが、過去に行った大型事業の償還が本格化したことによる公債費の増加もあり、今後、経常的経費の一層の削減に努めます。

歳入については、地方税、地方譲与税などの減額による一般財源などの減少が大きいところですが、税の徴収率の一層の向上に積極的に関わり、収入増を図ります。

(3) 特別会計繰出金の適正化

受益者負担の適正化により、法定外の繰出金を最小限に収め、特別会計繰出金の適正化を進めます。

(4) 受益者負担の適正化

施設使用料や一般廃棄物処理手数料、国民健康保険料、保育料など聖域を設けずに検討を進めます。

(5) 補助金等の整理合理化

新たな市民自治システムの構築とともに、既存の補助金制度を地域自治の進展に資する制度として抜本的に見直し、社会参加・市民活動ポイントシステム「Zen」（※4）も活用しながら、地域運営組織や市民活動団体に配分して、これらの活動を財政的に支援します。

(6) 公共施設マネジメント

公共施設の再配置については、（仮）療育・教育の総合センターの設置と福社会館の機能再編、池子住宅に次ぐ市営住宅の再整備と統廃合などを進めるとともに、JR東逗子駅前整備計画、学校施設の長期再整備などを平成27年度からの長期ビジョンに位置付けていきます。

(7) 資産・債務管理

財務書類の作成・活用などを通じて資産・債務に関する情報公開と適正な管理を一層進めるとともに、資産・債務の管理のあり方を見直し、未利用財産の売却促進や資産の有効活用など改革の具体的内容、手順及び実施時期を公表します。

(8) 公会計の活用

発生主義（※5）及び複式簿記（※6）の活用により、貸借対照表（※7）、行政コスト計算書（※8）、資金収支計算書（※9）、純資産変動計算書（※10）の4表を作成し、逗子市単体及び関連団体なども含む連結ベースで、公会計を活用し必要な情報を公表します。

5 組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～

集中改革プランに基づく定員管理による職員削減については、目標を上回る形で達成しました。さらに、地方自治体で担うべき業務は、年々増加しているところであり、現状の少数精鋭化した職員の一人一人のスキルアップを支える人材育成、また、本市を運営していくために最適な組織、機構について、常に検討していかなければなりません。また、本市の業務遂行上大きな役割を担っている非常勤事務嘱託員制度についても、見直しが必要となっています。

(1) 組織・機構の再編・整理

本市の施策を効果的に実施していくために最適な組織、機構について、適宜整理を行うとともに、庁内において活発な議論ができ、組織横断的な協力体制が自然に構築されるような体制づくりを行っていきます。

ア 組織編成の不断の見直し

政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクル（※11）を基に不断に検証を行うことにより、組織編成も不断に見直しを行います。

イ 庁内会議の見直し

部長会議など庁内会議について、連絡調整のみならず、より活発な議論ができる場として活用できるよう、見直しを行っていきます。

ウ 職員の協力体制の構築

市として重要施策と位置付けられる事業、各部・課かいの業務能力を超えるような事業及び担当所管が不明確な事業などについて、縦割りの壁を取り払い、より積極的な関与及び協力体制を構築していきます。

(2) 定員管理

今後10年間の定員管理の数値目標は、長期財政見通しに伴うシミュレーションをベースに管理していきます。その内容は、一般職給料表(1)が適用される事務職員な

どについては削減せず、民間委託の推進などを前提に、一般職給料表(2)が適用される技能労務職員の退職者不補充をもって、総量的に職員数の削減を行っていくものですが、今後の公務員制度改革、国及び近隣自治体の動向、本市の財政状況など総合的に考慮したうえで、適宜見直しを行い、適切な定員管理を進めていきます。

(3) 給与の適正化

高齢層職員の昇給については、国及び他の地方公共団体を参考に検討します。

また、これまでににおいて特殊勤務手当の見直しなどに取り組んできましたが、引き続き、諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、制度の趣旨に合わないものやその支給方法が不適切なものについては、早急に見直しを図ります。

なお、技能労務職員の給与については、国及び他の地方公共団体における同種の職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、より適正な給与制度・運用となるように検討します。

(4) 福利厚生事業の点検・見直し

福利厚生事業については、人事行政・給与等に関する状況と合わせて公表し、市民の理解が得られるものとなるよう同事業の点検・見直しを行い、適正に実施していきます。

(5) 非常勤事務嘱託員制度の見直し

非常勤事務嘱託員については、地方公務員法に基づく制度的な位置付け、任用根拠の明確化が必要となります。また、従事している業務に見合った報酬水準の設定、勤務形態の変更など抜本的な見直しを行います。

(6) 人材育成

組織として「求められる職員像」を明確に示し、人材育成を主眼とした人事評価システムなどのツールを活用しながら、総合的な人材育成方針を策定していきます。

ア 人材育成に関する基本方針の策定

職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策などを明確にした人材育成に関する基本方針を策定します。

イ 人材育成のための研修等

人材育成基本方針で定める「求められる職員像」の実現を図るため、職場における実務研修、職員研修所などにおける研修、自己啓発などを適切に組み合わせた人材育成を進めるとともに、その観点に立った人事管理、職場環境や仕事の推進プロセスの改善などを行うことにより、総合的な人材育成に努めます。

(7) 人事評価システムの導入の検討

人材育成を主眼とした人事評価システムを導入し、職員の一層のスキルアップを図ることにより、少数精鋭の組織作りを進めます。また、人事評価システムを適材適所への人事配置及び昇格、昇給など職員の処遇への反映に活用できるよう、透明性、納得性の高いシステムとして構築していきます。

6 地域力の向上 ～市民協働の推進～

「地域で支え合い、共に生きるまち」すなわち「地域コミュニティの再生」を目指して、市民協働を強力に推進し、地域力の向上を図ることにより、地域の自治権を拡大した逗子らしい市民自治システムを体系化・制度化します。

(1) 情報発信の充実

市民自治の考え方を多くの市民と共有し、市民自治を進化させるためには、市民との情報共有の充実が重要不可欠です。近年、動画サイトやツイッターなどの様々な情報発信ツールが発達している中、市の情報発信戦略を研究・作成し、行政や市民の情報発信力を強化していきます。

(2) 市民との協働の推進

学校支援地域本部（※12）や全小学校区への避難所運営委員会の設置、安心生活創造事業（※13）、ゼロ・ウェイスト（※14）への取組など協働の視点をもって施策を展開することに加え、ボランティアセンターの拡充、社会参加・市民活動ポイントシステム「Zen」や協働事業提案制度（※15）など協働の場づくりを支える取組をさらに拡大・充実し、市民との協働を推進していきます。

(3) 地域内分権の推進

まちづくり基本計画に盛り込まれた「ふれあい活動圏（※16）」に基づく地域づくりを目指し、既に取り組んでいる学校支援地域本部や避難所運営委員会、自治会・町内会、子ども会などが横に連携して小学校区を単位とした地域組織を設立し、その組織に権限と財源を付与するなど、地域の自治権を拡大して地域の多面的な課題に自発的に取り組む真の市民自治、まちづくり基本計画に謳う「新しい地域の姿」の実現を目指します。

7 推進方策

行財政の運営に当たっては、行財政改革基本方針の枠組みの下に、組織、定員、事務・事業など各分野についての総点検を実施し、市民への説明責任を果たし、市民の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図りながら、具体的な取組を推進するため、次の事項を推進方策とします。

(1) 計画期間 平成23年度から平成26年度までの4箇年とします。

(2) 推進体制

ア 行財政改革推進本部

市長、副市長、教育長及び市職員からなる行財政改革推進本部により、この行財政改革基本方針の実施方策の検討及び進行管理を行います。

イ 行財政改革推進懇話会

行財政改革の方針の策定及びその達成状況について、広く市民などの意見を聴取することを目的とします。

ウ 庁内推進体制の構築

行財政改革基本方針の個別課題の検討に当たり、部会の設置などによる推進体制を構築し、職員全体の行財政改革に対する意識の向上を図ります。

エ 広報

行財政改革の進ちょく状況を広報ずしなどに公表します。

【参考】用語の解説

1 電子市役所

I C T（Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。）を活用した市民の利便性・市民サービスの向上を図るため、各種行政分野に係る情報のインターネットによる提供、申請・届出等手続のオンライン化を進めること。

2 総合評価方式

これまでの入札価格のみの競争による落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（技術提案や施行実績などによる「企業の技術力」）を総合的に評価して、落札者を決定する方式のこと。

3 技能労務職員

清掃、給食調理、自動車運転、土木作業、学校用務などの現場作業に従事する職員をいう。

4 社会参加・市民活動ポイントシステム「Zen」

市民活動などに参加する“きっかけ作り”としてスタートしたポイントシステムで、交付対象は、不特定多数の市民の参加を得て行われる市民活動の主催者及び市長が指定する市民の特定の行動を実践する市民である。その想いは一日一善の「善」、そして逗子「Zushi→Z」のお金「円→en」として流通することで、施設の利用、市内での買い物、イベントなどへの参加料として使用できる。

5 発生主義

企業会計の基本的原則の一つ。資産、負債、資本の増減や収益と費用の記録をその発生の事実在即して行い、特に収益と費用は発生した年度に正しく割り当てるように処理する会計方式をいう。

6 複式簿記

簿記において、単式簿記と異なり、すべての簿記的取引を、資産、負債、資本、費用又は収益のいずれかに属する勘定科目を用いて借方（左側）と貸方（右側）に同じ金額を記入する仕訳（しわけ）と呼ばれる手法により、貸借平均の原理に基づいて組織的に記録・計算・整理する方法のことをいう。

7 貸借対照表

いわゆるバランスシートで、一定時点における企業等の財政状態（資産・負債・資本の状態）を表す会計報告書。

8 行政コスト計算書

当該年度に実施された地方公共団体の活動実績に関する情報を、市の活動に伴い必然的に生じるコストすなわち資源の消費という点に着目してコスト情報の形で把握することを目的に作成されるもので、企業会計における損益計算書に相当する。

9 資金収支計算書

事業年度における資金の動きを表したもので、資金の収入と支出の明細を表したものの。

10 純資産変動計算書

資産と負債の差額である純資産の1年間の変動内容を表したものの。

11 PDCAサイクル

マネジメントサイクルの一つ。計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続（定着）、修正、破棄のいずれかにして、次回のPlanに結びつける。螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な業務改善をしていこうとする考え方。

12 学校支援地域本部

平成21年に各小・中学校に立ち上がった、地域の人々が地域の学校を応援する仕組みで、いわば地域につくられた「学校の応援団」であり、それぞれの学校と地域の特性を活かし、特有の課題を解決する取り組みが展開している。

13 安心生活創造事業

市が国の補助を活用し社会福祉協議会に委託してスタートした事業で、ひとり暮らし高齢者世帯などが対象。自治会・町内会、民生委員・児童委員などと連携し、簡単な支援が必要な人に近所の人に対応したり、見守りをしたりする体制づくりを地域ごとに行う。

14 ゼロ・ウェイスト

イギリスの産業経済学者Robin Murrayが提唱した概念。ごみを焼却せず、環境負荷を減らしながら、堆肥化などの物質回収によって、燃やすごみをゼロにする考え方。

15 協働事業提案制度

公共的な課題に関し、その解決を目指す市民活動団体等からの実施計画案の提案を求め、その団体と市とが協働して目的達成に向け取り組むための制度。

16 ふれあい活動圏

逗子市まちづくり基本計画に位置付けられた、互いに顔が見え、交流ができ、歩いていける半径300m程度の範囲を想定した日常生活圏域をいう。